

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

城陽市の人口は平成8年にピークを迎え、85,533人(推計人口)となりましたが、その後減少傾向となり、令和4年には73,387人(推計人口)にまで減少しました。世代別人口構成をみると、生産年齢人口割合の減少が顕著となっています。

産業構造については、事業所数でみると、サービス業などの三次産業が全体の8割以上を占め、製造業や建設業などの二次産業が残りの約2割を占めています。

市内事業所数は、経済センサスによると、2016年(平成28年)から2021年(令和3年)で157ヶ所減少(2,392ヶ所→2,235ヶ所)しています。

城陽市の中小企業では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により厳しい経営状況が長引いています。

また、人口減少と少子高齢化が同時進行し、今後中長期的に労働者が減少していくことや、市内中小企業の雇用の確保が喫緊の課題となっていることから、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、労働生産性を向上させる必要があります。

(2) 目標

城陽市は、新名神高速道路の開通やプレミアム・アウトレットの開業等を契機として、地場のものづくり産業をはじめ、人やモノ、情報、サービスなどが行きかう、交通結節点として日本のハブ都市となりうる可能性を最大限に活かした産業、さらには、訪れて楽しい新しい遊びの空間や新たな学びの場など、城陽新時代にふさわしい「職・住・遊・学」の産業の基盤強化と振興を図り、活気あふれるまちを目指します。

目標値：中小企業等の先端設備等導入計画の認定数 20件(年間10件・2年間)

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

広く市内企業を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く市内企業を支援するため、市内全域とし、対象地域を限定しない。

(2) 対象業種・事業

広く市内企業を支援するため、対象業種・事業を限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 先端設備等導入計画の認定対象者は、市税を完納しているものとする。